

令和4年第10回伊達市農業委員会定例総会議事録

1. 招集通知年月日 令和4年10月6日

2. 開催の場所 伊達市役所保原本庁舎 4階多目的会議室

3. 開催年月日 令和4年10月17日

4. 出席農業委員 18名

1 番 佐藤 易廣	2 番 柳沼 正治	3 番 八巻 長一	4 番 寺島 武
5 番 渡邊 政幸	6 番 菅野 照	7 番 鈴木 政浩	8 番 穴戸 洋一
9 番 阿部 忠幸	10 番 浦山 公一	11 番 大槻 孝徳	12 番 吉田 浩重
13 番 大橋 吉成	14 番 千葉 利市	15 番 長沢 壽幸	16 番 佐藤 清光
17 番 渡邊 茂	18 番 土屋 洋一郎	19 番 清野 直人	

5. 欠席農業委員 1名

6. 出席農地利用最適化推進委員 21名

20 番 佐藤 輝弥	21 番 佐々木 春男	22 番 大武 有子	23 番 後藤 喜美江
24 番 橘 典雄	25 番 八島 市蔵	26 番 高橋 敏明	27 番 菊池 和彦
28 番 齋藤 信夫	29 番 佐藤 善一	30 番 渡邊 みき子	31 番 野田 源吉
32 番 舟山 健一	33 番 引地 秀樹	34 番 八城 智広	35 番 佐瀬 之人
36 番 小賀坂 伸夫	37 番 秋葉 武	38 番 大和田俊一郎	39 番 三浦 秀勝
40 番 阿部 良夫	41 番 津田 茂	42 番 井上 林一	43 番 八巻 博

7. 欠席農地利用最適化推進委員 3名

8. この会の事務従事者 事務局長 小賀坂義一、事務局長補佐 大戸浩一、農地係長 齋藤勝彦、庶務係長 照内章滝、副主幹 齋藤俊則

9. 会議の提出事項

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 現況確認証明願いについて

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

議案第5号 あっせん申出について

報告第1号 専決処分の報告について

10. 議 事

議 長 只今から、令和4年第10回伊達市農業委員会定例総会を開会いたします。
(午後2時52分宣告)

只今の出席委員は、農業委員18名、推進委員21名で定足数に達しております。よって令和4年第10回伊達市農業委員会定例総会は成立しております。

議 長 次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は伊達市農業委員

会総会会議規則第29条の規定により議長が指名することになっておりますので、15番、長沢壽幸委員、16番、佐藤清光委員、以上2名を指名いたします。また、本日の定例総会会議書記には、農業委員会事務局の照内庶務係長と齋藤副主幹の2人を指名いたします。

続きまして、本定例総会の会期について、お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、本定例総会の会期は、本日1日と決定いたします。

議 長 それでは、議案審議に入ります。

議 長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第1号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての補足説明を申し上げます。

1番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●●●さんは、トラクター、乗用草刈機、耕運機、噴霧器、軽トラックなどの農業機械を所有しており、家族で年間280日農業に従事し、許可後の耕作面積は114aです。通作距離は、自宅から車で9分であります。

2番は、●●●●さんから、●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんの住所は●●ですが、●●●●●●に避難しており、これまで桑折町及び伊達市の農地を取得して農業を営んでおります。農業機械は、トラクター、耕運機などを所有しており、家族で年間500日農業に従事し、許可後の耕作面積は、186aです。通作距離は、伊達市内の自宅から車で15分であります。

3番は、●●●●●●さんから、●●●●●●さんへ、売買による所有権の移転であります。●●さんは、軽トラック、トラクター、草刈機、防除機などを所有しており、家族で年間540日農業に従事し、許可後の耕作面積は53aです。通作距離は、自宅から車で5分です。

4番は、●●●●●●さんから、●●●●●●さんへの売買による所有権の移転であります。●●さんは、トラクター、トラック、草刈機、バックホウなどの農業機械を所有しており、年間200日農業に従事し、許可後の耕作面積は89aです。通作距離は、自宅から車で8分であります。

5番は、●●●●●●さんから、●●●●●●さんへの売買による所有権の移転であります。●●●●●●さんは、トラクター、草刈機、管理機などの農業機械を所有しており、家族で年間600日農業に従事し、許可後の耕作面積は64aです。

通作距離は、自宅から徒歩4分であります。

6番は、●●●●さんから、●●●さんへの贈与による所有権の移転であります。●さんは、軽トラック、トラクター、管理機などの農業機械を所有しており、家族で年間400日農業に従事し、許可後の耕作面積は68aです。通作距離は、自宅から車5分であります。

以上、6件とも、受け手としての要件であります、農業機械の所有状況、旧伊達町、月舘、霊山、白根、山舟生の30aそれ以外の40aという下限面積、年間150日以上家族での農業従事日数、片道2時間以内の通作距離を満たしていることから、申請書を受理しましたので、委員の皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 只今の説明に関連いたしまして、地元の代表委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

議案第1号の1番から2番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第1号1番から2番の案件について現地調査の結果を報告いたします。

まず1番の案件ですが、10月13日に現地を確認しました。場所は昭和大橋付近です。譲渡人の●●●●さんは高齢のため●●さんの娘さんと、譲受人の●●●●さんとは本人と、いずれも電話でお話を伺いました。●●●●さんは阿武隈川を越えた場所にある所有農地はここだけで、また高齢のため、耕作放棄地となっていたとのことでした。●●●●さんは周辺に農地を所有しており、何年か耕作放棄されていたので、買うことにしたとのこと、将来は桃を植栽したいとのことでした。

続いて、2番の案件ですが、10月13日に現地確認し、譲渡人の●●●●さんとは自宅で、譲受人の●●●●さんとは電話でお話を伺いました。場所は正橋と昭和大橋の間くらいの、阿武隈川付近です。●●●●さんは、ともに農業を営んでいた旦那さんが4月に急に亡くなり、一人で農業を営むのは困難だとの判断から、旦那さんとながりのあった●●●●さんに申請地を買ってもらったということ、申請地にはパイプハウスが建っており、●●さんはキュウリを栽培するということでした。2件とも、何ら問題のない案件と思われますが、委員の皆さまのご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の3番の案件について、28番、齋藤信夫調査員、お願いいたします。

28番委員 議案第1号の3番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。去る10月12日に、譲渡人の●●●●●さんとは電話で、譲受人の●●●●●さん方からはご親戚の方においでいただき、お話を伺いました。●●●●●さんは、ご主人を亡くされてからは農業に携わることなく、後継者もないため、当該

申請地を貸し出しておりました。●●●●さんは、野菜、主にキュウリと柿、サクランボを栽培しております認定農業者です。●●さんは経営拡大のため10年ほど前から申請地を借り受け、隣接地と合わせてサクランボ作りを進めてきたそうです。そういった経過もあり、今回売買の話がまとまり、申請に至ったようです。特に問題ないと見てまいりましたので、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の4番の案件について、35番、佐瀬之人調査員の調査結果を、事務局より代読をお願いいたします。

農地係長 議案第1号の4番の案件について、佐瀬調査員より調査結果を預かっておりますので、代読いたします。譲渡人の●●●●さんは、桃を2反歩栽培しておりましたが、息子さんが農業以外の職業に就いているため、申請地を手放すこととなりました。現地を確認したところ、作付けはされていないものの、自己保全管理がされておりました。譲受人の●●●●さんは、今後、露地野菜を作っていきたいとのことで、何ら問題のない案件と見てまいりましたので、委員の皆様のご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の5番の案件について、22番、大武有子調査員、お願いいたします。

22番委員 議案第1号の5番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。申請地の場所は県道51号線付近、小国地区交流館、屯所近くの農地です。譲渡人の●●●●さんとは、10月11日にお電話でお話を伺いました。●●さんは、●●にお住まいで農業をやっておりません。畑が隣接している同じ部落の●●●●さんに話をしたところ、譲り受けるとのことで話が進みました。●●●●さんは、譲受人の●●●●さんのお父さんです。現地確認の際に、農地の草刈りをしていた●●さんから直接お話を伺いました。●●さんからの申し出を受け、譲り受けということです。付近の●●さん所有農地にレッドコーンを作付けしているのです。今後は申請地にもレッドコーンを作付けする予定だそうです。何ら問題ないと見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第1号の6番の案件について、14番、千葉利市調査員、お願いいたします。

14番委員 議案第1号の6番の案件について、現地調査の結果を報告いたします。10月13日に現地を確認し、譲渡人の●●●●さんとは、高齢のため、仲介している不動産業者と電話で話をしました。また、譲受人の●●●●さんとも、電話で話を伺いました。この農地は耕作されていませんが、年に一度くらいは草が刈られているような状態でした。両者の取引は先月も申請がありました。●●

さんには、2人の娘さんがおるようですが、どちらも相続を受けないとのことから、●●●さんに、今回も、何とかお願いしますとの話があり、贈与という形で話がまとまったということです。●さんは今後農地として利用していきたいとのことで、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 場 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 場 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の6件の案件については、原案のとおり「許可決定」といたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第2号朗読説明）

補足説明を農地係長からいたさせます。

農地係長 議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る農地区分と農地転用許可基準について申し上げます。

1番については、分家住宅敷地への転用であります。所有権の移転、贈与であります。農地区分は、10ha以上の農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、集落接統事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

2番については、公共事業受注に伴う、残土置場への一時転用であります。賃借権の設定1年であります。農地区分は、10ha以上の農地が連たんしており、第1種農地となります。第1種農地であっても、一時転用は転用可能であるため 転用許可可能と判断しました。

3番については、現場事務所、資材置場及び駐車場等敷地への転用であります。所有権の移転、売買になります。農地区分は、連たんしている農地が10ha未満であるため、第2種農地となります。第2種農地は、他に代えるべき土地がない場合転用可能となります。本案件は、他の土地を検討したうえで本申請地が適地であるという申し出から、転用許可可能と判断しました。

4番については、露天駐車場敷地への転用であります。賃借権の設定、15

年であります。農地区分は、10ha以上の農地が連たんしており、第1種農地となります。なお、この申請地は、令和4年6月の総会で農振農用地から除外するため意見を求められた土地であります。第1種農地であっても、既存施設の拡張事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。

5番については、一般住宅敷地への転用であります。所有権の移転、売買であります。農地区分は、10ha以上の農地が連たんしており、第1種農地となります。なお、この申請地も、令和4年6月の総会で農振農用地から除外するため意見を求められた土地であります。第1種農地であっても、集落接続事業は転用可能でありますので、転用許可可能と判断しました。また、転用面積が、655㎡となっておりますが、申請地は傾斜が付いており、安定勾配を取りながら切土及び盛土を行い、法面を引いた宅地として有効に利用できるのが、498㎡となります。

以上、5件とも転用許可可能と判断し、申請書を受理しましたので、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。

議案第2号の1番の案件について、34番、八城智広調査員お願いいたします。

34番委員 議案第2号の1番の案件について現地調査の結果報告をいたします。昨日10月14日午前9時、伊達ふれあいセンター集合で、鈴木委員、佐々木推進委員、私と、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。

場所は、伊達東グラウンドから、東に100メートルほど行ったところです。譲渡人の●●●●さんと、譲受人の●●●●さんは兄妹です。●●さんは、亡くなった両親から、妹が家を建てる時には、申請地に建てるようにと言われていたそうで、何ら問題の無い案件と見て参りました。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第2号の2番と3番の案件について、17番、渡邊茂調査員、お願いいたします。

17番委員 議案第2号の2番と3番の案件について現地調査の報告をいたします。まず2番の案件についてですが、10月14日午後1時半に梁川総合支所集合で、佐藤清光委員、小賀坂伸夫推進委員、私と、事務局3名の計6名で現地調査を行って参りました。現地は住宅街にあります。公共事業の残土置き場ということでありまして、周囲に迷惑をかけないように作業するとのことで、許可もやむを得ないと判断してまいりました。

続いて3番の案件について報告いたします。同じく6名で見てまいりました。申請地は両側を道路に挟まれており、農地としては不向きなように思われます。

ので、許可相当と判断いたしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第2号の4番の案件について、10番、浦山公一調査員、お願ひいたします。

10番委員 議案第2号の4番の案件について、現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日10月14日午前10時、本庁舎集合で、長沢委員、阿部推進委員、私、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。現場につきましては、保原の市街地幹線街路から、梁川町方面に向かう国道349号線沿いの、●●●●●●●と市道に挟まれた農地でございます。周辺は住宅が建ち並んでいるところです。申請者は、商品の搬入路が狭く苦慮しており、今回搬入路の確保及び駐車場確保のため土地を求めたものであり、施工後は安全管理に努めたいとのことでした。それから、昨年、買い物客が周辺で交通事故を起こした問題もあり、許可もやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

議案第2号の5番の案件について、40番、阿部良夫調査員、お願ひいたします。

40番委員 議案第2号の5番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたします。昨日10月14日午前10時、本庁舎集合で、浦山委員、長沢委員、私、事務局2名の計5名で現地を確認して参りました。場所は、県道山口保原線の沿線、保原町中心部から南に向かって、富成地区に入ったところにあります。県道に面した地形は、先ほど事務局の説明にもありましたけれども、南側に傾斜がついておりまして、保全管理中の農地です。所有者の●●さん宅から50～60メートルほど先にある土地で、譲受人の●●さんの実家のすぐ隣の土地です。前々から、●●さんは実家の近くに家を建てたいと考えていたそうです。なおこの農地は、6月の定例総会におきまして、農振除外の承認を行っております。また上水道については、県道に沿って本管が埋設されておりまして、排水路も整備されておりましたので、特に問題なく許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件について、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 異議なしと認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第2号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の5件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」

議 場 (委員挙手全員)

議長 次に、議案第３号「現況確認証明願いについて」を議題といたします。議案の朗読・説明を事務局より申し上げます。

補足説明を農地係長からいただきます。

[illegible]

3番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、平成17年以前より耕作不便のため不耕作となり山林化し、現在に至っております。

4番、●●●●●●●●●●●●●●●●については、平成元年頃に離れ住宅を建築し、住宅敷地として利用され現在に至っております。

議長　この案件について、地元委員が現地確認調査を行っておりますので、代表委員から、その結果と補足説明をお願いいたします。議案第 3 号の 1 番の案件について、36 番、小賀坂伸夫調査員、お願いいたします。

申請地は、梁川町大関地内を流れる広瀬川の東側に位置し、傾斜地に農地が広がる場所に位置します。以前は、桑園として手入れされていましたが、養蚕を廃業してから、耕作管理されておらず20年以上経っていて、雑木が直径15センチ以上に育ち、外見上は山林同様と見てまいりました。今後も畑としての管理はできないとのことで、地目変更もやむを得ないものと見て参りました。委員の皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議案第 3 号の 2 番の案件について、16 番、佐藤清光調査員、お願いいたします。

1 6 番委員 議案第3号の2番の案件について現地を確認して参りましたので報告いたし

ます。１０月１４日午後１時半に梁川総合支所集合で、渡邊茂委員、小賀坂伸夫推進委員、私と、事務局３名の計６名で現地調査を行って参りました。現地につきましては、申請者の自宅裏の市道になります。昭和５７年ごろの町道整備事業により、道路の側溝として利用されて、現在に至っております。承認もやむを得ない状況と見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第３号の３番と４番の案件について、４番、寺島武調査員、お願いいたします。

４番委員 議案第３号の３番と４番の案件について現地調査の報告をいたします。１０月１４日午後３時に月舘総合支所集合で、千葉利市委員、佐藤輝弥推進委員、私と、事務局３名の計６名で現地調査を行って参りました。３番の案件は、申請者宅の裏山が一部、畑だったようですが、既に山林化しておりました。４番の案件は、畑だったところに、別宅と物置が建てられており、また周りも建物が隣接し宅地化しておりました。３番、４番とも承認もやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

議案第３号の５番の案件について、１４番、千葉利市調査員、お願いいたします。

１４番委員 議案第３号の５番の案件について現地調査の報告をいたします。１０月１４日午後３時に月舘総合支所に集合し、寺島武委員、佐藤輝弥推進委員、私と、事務局３名の計６名で現地調査を行って参りました。●●●の農地については、県道２６９号線、●●の消防屯所から、西の方に４００メートルほど入ったところにある農地です。●●の農地については、更に４００メートルほど入った場所にあり、山林に隣接した傾斜地でした。いつの頃から不耕作となったかわからないというほど、山林化しており、証明をするもやむを得ないものと判断してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。

議案第３号「現況確認証明願いについて」の５件の案件について、質疑を許します。

議長 質疑ございませんか。

議長 「異議なし」の声。

議長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第３号「現況確認証明願いについて」の５件の案件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は「挙手」をお願いします。

議長 （委員挙手全員）

議長 賛成全員。よって、議案第３号「現況確認証明願いについて」の５件の案件

については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第４号朗読説明）

今回提出されました農用地利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の規定による基本構想への適合、農地の効率的利用、農業への常時従事の各要件を満たすものと考えられます。本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、伊達市農業委員会の決定となります。以上で議案の説明および朗読を終了します。

議 長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入りますが、議案第４号については一括審議としたいので、お諮りいたします。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る５件、使用貸借権設定に係る４件について、一括審議することにご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは、「異議なし」と認め、一括審議することにいたします。ここで、多少お時間を設けますので、ご確認をお願いいたします。

議 長 それではよろしいでしょうか。これより審議に入ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」、質疑を許します。質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る５件、使用貸借権設定に係る４件について、採決いたします。本案は、原案のとおり決するに「賛成」の委員の方は、「挙手」をお願いします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第４号「農用地利用集積計画の決定について」の当事者分の所有権移転に係る１件、賃借権設定に係る５件、使用貸借権設定に係る４件については、原案のとおり「承認決定」といたします。

議 長 次に、議案第５号「あっせん申出について」を議題といたします。議案の朗読、説明を事務局より申し上げます。

事務局長 （議案第５号朗読説明）

議 長 これより、質疑に入ります。議案第５号「あっせん申出について」の２件の案件について、質疑を許します。

議 長 質疑ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 「異議なし」と認め、質疑を終了いたします。これより採決に移ります。議案

第5号、「あっせん申出について」の2件の案件について「あっせん事業」を行うことに、「賛成」の委員は「挙手」をお願いいたします。

議 場 （委員挙手全員）

議 長 賛成全員。よって、議案第5号「あっせん申出について」の2件の案件について、あっせん事業を行うことにいたします。つきましては、農林事務次官通知「農地移動適正化あっせん事業実施要領」に基づき、農地利用最適化推進委員の中から「あっせん委員」を指名させていただくことになります。それでは、指名させていただきます。1番の案件について、梁川地区担当から、24番、橘典雄推進委員と、37番、秋葉武推進委員。2番の案件について、霊山地区担当から25番、八島市蔵推進委員と、33番、引地秀樹推進委員にお願いすることにいたします。ご多忙中での職務になりますが、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、報告第1号「専決処分の報告について」の報告をいたします。朗読・説明については、事務局から申し上げます。

事務局長 （報告第1号朗読説明）

議 長 只今の報告について、発言のある方は、「挙手」願います。

議 場 「発言なし」の声。

議 長 それでは、特に発言がないようですので、報告第1号「専決処分の報告について」を終了します。

議 長 以上で、本日の議案の審議事項は全て終了いたしました。お諮りいたします。これにて、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

議 場 「異議なし」の声。

議 長 それでは「異議なし」と認めまして、閉会することといたします。

長時間にわたり、慎重なるご審議をいただき、心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年第10回伊達市農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦勞様でした。（午後4時42分閉会）

11. 提出事項の顛末	議案第 1 号	許可決定
	議案第 2 号	許可決定
	議案第 3 号	承認決定
	議案第 4 号	承認決定
	議案第 5 号	承認決定

12. この会議の議案	この議事録の末尾に綴る。
-------------	--------------

